

# 知恵の樹

No. 127 2008. 2. 27

町田の図書館活動を  
すすめる会

事務局: 町田市森野3-1-12 増山方

〒194-0022 FAX042-722-1243



## フィンランドの図書館に学ぶ旅

松尾昇治

「図書館世界一、教育世界一」のフィンランドへ、西川馨さん(図書館計画コンサルタント代表)をリーダーに総勢26名で昨年(2007年)9月2日から10日間の図書館見学ツアーに参加してきました。事前に連絡を取って公式に訪ねた図書館は13館です。ツアーはチャーターしたバスで移動しましたので、「森と湖の国」といわれるフィンランドの自然も満悦でき、心を洗われる旅にもなりました。

フィンランドの国土は34万平方キロ(日本より少し小さい)で、そのうち森林と湖沼が78%を占めています。人口は526万人と少なく、その多くは国土の南半分に住んでいるそうです。首都であるヘルシンキ市の人口はわずか56万人です。公用語はフィンランド語(94%)とスウェーデン語(6%)ですが、サーミ民族のサーミ語も一部公用語として認められている多文化の国と言えましょう。国の地方行政機関(ラーニ)のもとに地方自治体は、20の広域自治体連合と416市町村があります。この制度のもとに位置づけられている図書館は、わが国とは違った図書館制度になっています。

### うらやましい図書館行政

国レベルの国立図書館はヘルシンキ大学図書館が兼ねています。全国に16館ある大学図書館は国民に開放されていて公共図書館のように利用できるそうです。ほかに、国会図書館、国立保存図書館が設置されています。公共図書館ですが、市町村立

図書館が927館、図書館バスが172台あり、国の定める広域図書館が19館あります。公共図書館の中でも、ヘルシンキ市立図書館は「国立中央公共図書館」としての機能を備えています。地方自治体は図書館運営費用を、「教育文化規定資金調達法」によって国から補助を受けることができ、補助金額は公共図書館の総支出の42%になり、国民一人当たりによると約7,360円になるそうです。この配分は国立中央公共図書館の任務と聞きました。

さて、公共図書館の統計ですが、図書購入費は5億9千万円(国民一人当たり1,121円)、総コレクション数は4千60万点(国民一人当たり7.7点)ですが、そのうち音楽レコード(CD)202万点、楽譜85万点、DVD20万点あり、音楽・芸術資料数が多いことを見学先の各図書館で感じました。貸出点数は年間一人当たり約20点とわが国の4倍ほどですから、国民の80%が公共図書館の利用者であると説明を聞いても納得できます。これらの活動を支える図書館員数は4,816人だそうで、少ないように見えますが、職員一人当たりの国民受け持ち人口は1,245人、わが国はその3倍の人口を受け持っています。しかも、フィンランドでは週37時間労働で、夏休みはたっぷり6週間もあると聞き、労働環境でも、わが国と比較すると羨ましい限りです。

### 先進的内容の図書館法

フィンランドの図書館法は、1928年(世界恐慌が起

こった頃)北欧で最初にできました。この法のポイントは、①図書館及び情報サービスを整備することは自治体の責務であること、②図書館は自治体の基本的サービスであること、③図書館資料の利用及び貸出しは無料であることが謳われています。当時の社会状況からしても、先進的な内容を持っていたことがわかります。現在は、1998年に制定された図書館法及び図書館令に基づいて図書館活動が行われています。条文の作り方はわが国の法と違い、「宣言」調になっています。

1928年図書館法以外の主な内容を紹介します。

①バイリンガルの自治体では、双方のニーズを平等にあつかうよう考慮する。

②図書館のサービスは利用者に対して平等にアクセスの機会を提供する。(都市と農村との格差を無くすような図書館政策を求めていると考えてください。)

③公共図書館は、全国的、国際的な図書館・情報サービスネットワークの一部をなすもので、他の図書館と協力しながら運営する。

④公共図書館の中央図書館(ヘルシンキ市立図書館)及び広域図書館は、市町村の図書館の活動を補完(Supplement)する。

⑤図書館間相互の貸出し(相互協力)も無料とする。

⑥国からの補助は図書館の建設・改築、図書館バス又は船の購入にも補助を受ける。

⑦自治体は、図書館・情報サービスを評価しなければならない。評価の結果は公表される。

⑧公共図書館は十分な人数の有資格者(司書)等によって運営される。職員数の最低3分の2は、有資格者でなければならない。また、図書館の運営に責任を有する者は大学院の学位を要求される。(フィンランドの教師資格も大学院修士以上とされている。)

*図書館は国の特別有用な機関として位置づけ*

図書館を所管する国の機関は教育省です。教育省は国の図書館プログラム(図書館政策あるいは図書館戦略)を作成していますので、簡単に紹介します。

①『図書館政策プログラム2001-2004』

副題が「市民情報社会における図書館の役割及

び図書館基本戦略に関する提案」となっていて、図書館は社会にとって重要なものであり、国民の民主主義を強固なものとし、文化を継承し、多文化社会を支える場と位置づけ、同時にメディアリテラシーの促進も謳っています。

②『図書館戦略2010』

副題は「知識と文化へのアクセスに関する政策」。フィンランドの目標とする社会が、高度な知識社会となることを想定し、高レベルの教育、地域的・社会的な格差の解消を目指す。図書館はそのための特別な・有用な国の資産であることが明記されています。

③『図書館発展計画2006-2010』

図書館を、都市と農村との統合された文化・情報・活動のサービスセンターであると位置づけています。そのため農村(地方)においても、都市の図書館と同じサービスが受けられるように、高度の教育された図書館員を配置し、包括的なコレクションとサービスだけでなく、図書館についての専門家であるとともに、教育や社会的・文化的サービス等と協働できることを求められています。

*多彩なネットワークを構築*

さて、見学した図書館をすべて紹介することはできませんので、印象に残ったことをお伝えします。

多くの図書館がICT(情報コミュニケーション技術)を取り入れて、ネットワークを築いています。たとえば、エスポー、ヘルシンキ、カウニアインネンとヴァンターの図書館は「HelMet(ヘルメット)」という広域利用のネットワークを築いています。ヘルメットに登録することで、Web予約も可能ですし、利用者は40点まで28日間図書(AVなどは別)を借りることができます。

図書館は、農村(地方)へ「インターネットバス」を運行し、各地でPC教室を開くなど、都市と農村との格差解消に努めています。

フィンランドでは図書館の自動化を戦略としていて、見学先の各図書館に自動貸出機は当然のごとく備えてありました。また、すでに自動返却機がセットになって備わり、貸出し返却作業の自動化も進んでいます。(わが国では2007年11月29日にオープンしたさいたま市立中央図書館が公共図書館で初めて

自動返却機を導入したとのことですが、技術開発はフィンランドの企業の協力を得ているそうです。）

音楽や芸術に対する国民の関心も高く、ヘルシン



キには音楽部門に特化した「ライブラリー10(テン)」という図書館分館があります。ヘルシンキ中央郵便局の中にあり、音楽資料4万点、もちろん幅広い音楽分野の楽譜のコレクションもあります。ここは音楽スタジオを備えていて、楽器の貸出しもおこない、演奏、レコーディング、CDの制作までできるとのことでした。若者に人気の図書館だそうです。

EUコーナー・ダテロコーナー

ヴァーサ市立図書館は、1794年にフィンランドで最初の公共図書館として設立されました。ここには

「EUコーナー」があり、EUからの情報がネットワークで結ばれていて、EU関係の各種資料を無料で提供しています。外務省の職員がこのコーナーを担当しています。

また、「Datero(ダテロ)」といわれるコーナーがあり、ここでは、他の図書館、学校や病院等を対象に障害者向けプログラムを提供しています。

このコーナーの担当は図書館員ではなく専門のスピーチセラピストが常駐して、相談に訪れる障害者の障害の程度を判定し、その人に相応しい資料提供をしているとのことでした。

このような協力体制を図書館内につくり、利用者の多様な要求に答えていることに驚きました。

フィンランドでは、法と国の政策(戦略)によって図書館のフレームや方向性を決め、国庫資金で支援をするけれども、図書館の運営は地方分権(地方に任せる)という姿勢が貫かれているようです。

民営委託など図書館の逆風が吹き荒れるわが国とは違いますね。なお、西川さん監修の報告書がこの4月に教育史料出版会から刊行される予定です。詳しくはそちらをご覧ください。

(まつお しょうじ/実践女子短期大学  
/町田市立図書館協議会委員)

## 授業で出会った学生たち ①

山本 宣親

### 居眠りの仕方

大学非常勤講師として6年間学生たちと向き合ってきた山本宣親さんに、「授業であった学生たち」と題したミニエッセーを寄せていただきました。10回シリーズでお届けします。前号巻頭言「司書課程の授業に…」を、ご参照下さい。

「上手な居眠りの仕方」を学生に教えた。それは眠っていることを話し手に悟られないようにすることである。いかにも眠っているという態度は幼児のまま成長していないことを表しているようなもの。下手な居眠りは話し手の士気を減退させ、講義の質を低下させる。結果的に聴講者全体に迷惑をかけるものである。これから社会人となる学生は、居眠りを堪える能力も必要で、どうしても我慢できない場合は、聞いているのか眠っているのかわからない術を身につけることが必要である。

同時に居眠りが起きないようにする生活の自己管理が求められる。己の欲望や気分のままに他人におかまいなしに振舞うようでは、社会から必要とされる人物とはなれないだろう。

「私も諸君に居眠りをさせないような講義に努めるが…」と自分に言い聞かせながら熱い気持ちを込めて学生に伝えた。講義終了後、回収した「出席個票」にこんな記載があった。

『これまで眠るなど言われたことは何度もありましたが、居眠りの仕方を教わったことは初めてです』

(やまもと のぶちか/富士市在住)

# 平成 19 年度東京都多摩地域公立図書館大会開催される

去る 2 月 5 日(火)、6 日(水)、7 日(木)、20 日(水)の 4 日間、「豊かな地域社会をめざして～継承と改革 多摩地域の図書館」をテーマに、東京都市町村立図書館長協議会主催の表記の会が 4 つの会場(国分寺市立いずみホール、武蔵野スイングホール、府中市郷土の森博物館)で催され 700 名以上の参加者を得て(半数は市民)盛会裏に終わりました。その第 1 日目の報告を、感想を兼ねて参加者に寄せていただきました。

## 基調講演 「図書館とわたし」

### 図書館とは何か？ 利用者とは何か

私は、初日の基調講演と第 1 分科会に参加しました。そのうち基調講演について報告します。講演者は本会会員でもある辻由美さんでした。辻さんの日頃の図書館利用やフランスでの公立図書館利用経験などを紹介しながら、図書館とは何か？ 図書館にまつわる誤解や問題点などについてお考えをご披露いただきました。配架についての問題提起では、利用者にとって文庫・新書はコーナーにまとめるのが良いのか？ それとも内容で分類配架する方が良いのか？ と問題を投げかけられ、利用者の利用行動を想定した工夫が必要ではないかと指摘されました。

IT に関する問題提起では、図書館における有料 DB の利用について、何をどのくらい調べられるのかが全く利用者からはわからず、折角ある情報サービスも生きていない、もっと PR すべきであると指摘がなされました。多言語サービスについては、せめて児童サービスからでも行うべきであると主張されました。この発言に触発されて、数館の事例が質疑応答の中で披露されましたが、英語について知っている館が多いのに対して、実際に要求のある中国語・ハングルなどの言語対応がまだ不十分な点が明らかになりました。また、その理由として入手方法の問題や目録整理に多言語処理技術が必要であることから着手できないという現状もわかりました。

しかし、日本語を母国語としない子ども達にも読書の機会を提供するのは公立図書館の使命です。日本語と他言語の本が同じコーナーにあれば、日本語を母国語にする子ども達にも文化の多様性に気づく機会を提供できるのではないのでしょうか。入手方法や処理技術については、既に多言語サービスを行っている大学図書館やボランティアとの

連携で情報を入手できるでしょう。また辻さんはボランティアによる外国語のお話会の可能性も示唆されました。利用者が何を求めているのか？ 利用者とは何か？ そして公立図書館とは何か？ を考える有意義な 1 日でした。

(山口 洋)

## 第 1 分科会「児童サービス」

### 3 市の図書館における事例

午後から行われた第 1 分科会では、3 名の図書館員さんからの実践報告がありました。以下順を追ってそれぞれの発表内容の概要をお知らせします。

#### ● 「中学生職場体験の状況と今後」

##### 日野市立多摩平図書館 中島美奈子さん

日野市立図書館は 1965 年「ひまわり号」でスタートした。正職員は 44 名。行政資料中心の図書館もあるが、児童書を置いているところは各館 1 名担当がいる。お話会、学校訪問、乳幼児サービス、と最近サービスを広げている。

中学生の職場体験は全国的に公立中の 90% 以上で実施しており、日野では 2003 年に 2 回 20 名ほどを 6 日間にわたって受け入れたのが始まり。昨年は 13 回 21 日にわたって 5 館で受け入れた。

特別支援学級の子どもの職場体験も 4 名を 1 日ずつ 5 つの図書館で受け入れている。

地味けれども図書館を支える仕事の話をし、図書館の責務を守ってもらうことを確認してからカウンターにも入ってもらうが、基本的には職員が張りついて、やっているものを見ってもらうようにしている。2 日間では、体験してもらいたいこともできないが、仕事を教えるということが、自分の仕事の再確認につながるということを感じている。当日レジュメで出された中央館と分館の 2 通りの「職場体験スケジュール」には、2 日間の体験学習の内容と

担当者が約2時間単位で大まかに記載されており、仕事の流れが分かるような工夫もされている。

体験を通して、図書館は大変な仕事であること、1冊の本にたくさんの手がかかっているのが分かったという感想を聞くと、受け入れ側の苦労はたくさんあるが、中学生の意識変化(図書館を身近なものとして受け入れる)を見ることができ、それが何よりもうれしいとか。子どもを本に近づけるためには、まずは子どもを図書館に呼び込まなければならない。中学生にとっては、職場体験は与えられた場の提供ではあったが、実際の仕事を通して図書館を身近なものと感じるようになった。また、そうさせた図書館員の力は、子どもは本に近づいたのですから。

また、こうした職場体験にとどまらず図書館利用を促すということから、2005年度より「夏休みジュニア・スタッフ」を4人から6人、8日間受け入れ、書架整理・おすすめ本の紹介(中学生が面白かった本を面出しで並べる)等、一歩踏み込んだ仕事をしてもらっている。これは他の学校の子どもの交流もあり、職員にとっても中学生を知る貴重な機会となり選書にも役立っている。

## ● 「調布市立図書館における児童書の選書」

調布市立中央図書館 加藤あゆみさん

児童サービスの3要素を「子どもを知る」「本を知る」「子どもと本を結びつける(蔵書の充実)」とし、S41年以降一貫して児童サービスに力を入れて、担当者は常にレベルアップを図っている。蔵書は、①1冊1冊読んで評価記録を作成し、複数の目で判断する ②日々のカウンターから見た貸出状況やお話会(ボランティアは受け入れておらず職員のみで行う)等の事業を通して子どもの反応をみて継続的に評価するなど、子どもから教わる。

選書と事業は車の両輪と同じで、長年の実績が子ども室の蔵書を形作っていくことから、職員の選定の目を養うことにも力をいれ、それが児童書のリスト等の作成にもつながっている。「このほんよんで！」(小学生にすすめる本 シリーズとして発刊)のお勧め本が、小学生ベストリーダー30の6割以上を占めている。2007年度は、ほぼ9割が紹介本であったというから、職員の選書にも力が入るのは当然

だ。

本を選び、選んだ本で行動、反応を見てまた選ぶ・・・こうしたことが可能なのは、司書職制度を取り入れ、専門家集団による職場だからだろう。

児童書の評価ランク表には、A～Eまであり、A・B<sup>+</sup>は全館購入図書館で薦める本としてリストアップし、B・Cはお話会などでの子どもの反応を見て、D・Eは蔵書としてふさわしくない、という分かりやすいランク付けをしている。どのランクに入るかは、担当者が手分けして読み第1、第3の本の選定会にかけてからで、評価が分かる場合はさらに読み込んでいくというから、限りなく続く図書館員さんの努力に頭が下がる。

今後の課題として、ベテランの職員が減っていく中で、レベルを下げないサービスをしていくにはどうしたらいいのかを挙げていた。

## ● 「自治体職員だからできる児童サービスをめざして—東村山サバイバルウォーズ」

東村山市立中央図書館 木村弘美さん

乳幼児への取り組みは、「子どもと本の人材バンク」の登録者(70名応募の中から、新人20名、ベテラン15名の計35名+5名のボランティア)の中から市立図書館が読み聞かせボランティアを派遣する形で行われており、地域に住んでいる人たちに絵本と出会ってほしいということから、ボランティア活用論を説く。

### ① ボランティア派遣場所として(連携部署)

- ・「赤ちゃん絵本ひろば」(図書館・児童館・子育て推進課)
  - ・「3,4ヵ月児検診」「乳児学級」(健康課)
  - ・「子育てひろば・2箇所」(子育て推進課)
  - ・「おひさま広場・8箇所」(児童課)
- 他、児童館・保育園など。

### ② 学校支援の取り組みとして

取り組んで3,4年たつ。蔵書数は多摩地域最下位だが、市の職員が、出来ることからどの学校(小15校、中7校、学校司書未配置、コンピューター未導入)にも公平に支援していこうと、「司書教諭・事務職員のための学校図書館の手引き」(管理から運営まで情報を共有するためのツール)を作成して、教育委員会(指導室・学務

課・市立図書館5館)として支援するなど、ボランティアを含めたたくさんの人の取り組みを促している。

市立図書館は、使える学校図書館に整えるために専門的なスキルを生かして、

- ・ 授業で使う本の相談&貸出
- ・ 学級文庫セット貸出(40冊)
- ・ 読み聞かせ用絵本セット貸出(30冊)
- ・ 学級訪問(ブックトーク)

配  
送  
つ  
き

の支援、リニューアル、購入相談、利用指導、司書教諭・ボランティアへの講習の支援などを行っている。

職員として心がけていることとして、市内に住む

どの実践の報告も内容が豊かで、意義深い分科会だったが、会場からの「5年間で150人のボランティアを養成したが、需要と供給のバランスが崩れボランティアをしてもらう場がない」というF図書館員の悩みの声が、心に影を落とした。

『新版 図書館の発見』(前川恒雄・石井敦著/NHK ブックス)の児童サービスの章に、「子どもが自由に、よく選ばれた本に接し、好奇心のままに本を借りてきて、いくらでも読むことができる図書館の児童サービスは、子どもを本好きにする最良の施設である」という一節がある。

将来の日本を託す子どもへの、児童サービスは何があるだろうかとあれこれ考えていた時期だった

## シンポジウム これからの社会教育はどう変わるか！

～社会教育法、図書館法、博物館法の「改正」を考える～

日時：2月10日(日) 午後1時～4時30分 / 場所：明治大学アカデミーコモン

主催：社会教育推進全国協議会・図書館問題研究会

総論・問題提起：大串隆吉(社会教育推進全国協議会常任委員/都立大学・首都大学 教授)

シンポジスト：長澤成次(社会教育推進全国協議会委員長/千葉大学 教授) / 山本順一(図書館情報学/筑波大学大学院 教授) / 君塚仁彦(博物館学/東京学芸大学 准教授)

司会・コーディネーター：小池信彦(図書館問題研究会)

すべての子どもの読書推進を考える、図書館職員としてのスキルを自治体職員の立場で生かす、自分のスキルを磨く、をあげておられ図書館員としての確かさを感じた。

ので、多くのヒントをいただき満足。発想をしなやかに、楽しく考えてみたい。

(島尻恵美子・増山正子)

【06年12月、47年教育基本法は、政府与党の強行採決によって「全部改正」された。教育の目標を国家的に定め、そのもとに生涯学習・社会教育を方向づけることは、学習の自由を脅かすものである。「倫理観」や「マナー」、「生活習慣」などに踏み込んで、行政が「正しい考え方」や価値規範を定義したり、「ビジョン」として掲げたりすることがますます強まっている。一方では、社会教育施設に対するPFIや指定管理者制度の導入、首長部局への移管や有料化など規制緩和路線が強引に進められている。国・自治体は、住民が自由に、自治的・共同的に取り組む多様な学習文化活動を奨励し、環境醸成を進めるという原則にそって、学習権保障を創造的に発展させることが求められている。この間、文科省は中央教育審議会生涯学習分科会などを中心に社会教育関連法の見直し、法改正後の生涯学習・社会教育のあり方について検討し、報告をまとめる作業を進めている。このシンポジウムは、政府の規制緩和の動向を注視し、法改正の具体的な内容を見極めながら、公民館、図書館、博物館のそれぞれの特徴と共有しうる課題について検討し、わたしたちの求める社会教育のあり方を積極的に打ち出しいくために開催する】(チラシ・呼びかけ文)。

社会教育法改正は、2月に中央教育審議会答申、3月の第2週までに閣議決定という大まかなスケジュールが示されている。閣議決定まえの重要な集会で、定員100名の会場は超満員で、熱気に包まれていた。紙面の都合で、気になる部分の抜粋と当日採択されたアピール文を紹介する。(増山)

教育学をやって40年という大串氏は、冒頭、生涯学習とは何か？何を学習する必要があるのか、教

育委員会制度にとらわれていると制度の中でしか考えられなくなる。われわれの目指す社会教育とは何か、生涯学習・社会教育をどうしていけばよいのかというのを作らないと、法改正に振り回されてしまう、と危機感を募らせた。

● 06 教育基本法からくる人間像は、①知・徳・体の調和が取れ生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間／②公共の精神を学び、国家社会の形成に主体的に参画する国民／③わが国の伝統と文化を基礎として国際社会を生きる日本人。

**社会→国家**が水戸黄門の印籠のようにキー概念になっている。社会の一員として自覚と責任を持つ（構成で活力ある社会、社会全体で教育の向上に取り組む、社会の発展を支える、知識基盤社会）ということが、国家戦略（学校・家庭・地域の連携協力を強化し社会全体の教育力を向上させる）となり、個人の要望よりも社会の要請の方が前面に出て、教育委員会の活動は子どもと学校教育に関心が集中。図書館・博物館・公民館についての文言は、「地域の課題解決、住民の学習活動、個人の自立を支援する図書館・博物館の機能の充実」「地の拠点」としての図書館、「地域の学習拠点としての公民館等の機能の充実」。

● 社会教育法は、06 教育基本法の第 3 条（生涯学習の理念）、第 10 条（家庭支援）、第 13 条（学校、家庭、および地域住民などの相互の連携協力）などと連動させつつ、性格・本質にかかわる関連条文《社会教育法第 1 条（この法律の目的）・第 3 条（国および地方公共団体の任務）》の法改正が進められる可能性が強いという点できわめて重大である。

● 国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することや、個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置づけることが必要。

● 家庭は地域社会の構成要素→地域社会は国家の基盤→家庭は国家の基盤の重要な一部を成す（国家有機体説の再来）。国家社会の要請が前面に出て、個人の要望は退き、社会化されるシステムができていない。

● 教育基本法第 13 条に新たに規定された、学校・家庭・地域住民等の 3 者が相互に連携協力することを考慮し、社会教育行政は、弾力的な手法により、3 者の連携に当たって積極的な役割を果たすことが

期待される。

● 評価制度は、図書館・博物館などの評価だけでなく、全てに評価を求めている。それは働いている限り行われ、評価によって占める位置が決まってきて、生活水準・給料に響くようになった。今こそ労働組合が必要で、頭の転換を図らねばならない。多様な雇用形態で働いている人たちがどこで手をつなぎ理解していくのかという新しい経験をしなくてはならない。

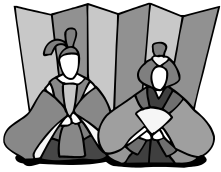
### 採択されたアピール文（2月10日）

中央教育審議会生涯学習分科会は 2008 年 1 月 23 日に、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（答申素案）を発表しました。その大きな特徴は、「社会の要請」という名のもとに行政が積極的に国民の教育に関与し、家庭の教育や、地域の教育にも関与する方針を示していることです。これは、政府・行政や、財界の要望を国民に押しつけ、コントロールしようとするものです。

教育は本来、国民の間で自由に行われるものです。社会教育は基本的に住民主体の学習活動です。社会教育や生涯学習の成果は、住民自身にとっての成果でなくてはなりません。教育行政は、教育の自由と自治を尊重し、国民の教育を受ける権利を保障するための条件整備をすることが大きな役割です。その基本的な役割を曖昧にして、行政が直接、市民生活に「教育」という形で介入してくる結果にも結びつきかねない懸念を抱かせる内容になっています。

また、現在、社会教育を担っている人々の多くは、業務委託や指定管理の進行で、悪い労働条件で働いています。職員の専門性も尊重されていません。社会教育行政は、人々が自由に学ぶための条件整備をすべきであるにもかかわらず、それをサポートすべき職員やスタッフの位置づけを軽視していると言わざるを得ません。このような現状を改革・刷新する内容には、この素案では残念ながらなっていません。

私達は、真の社会教育の充実のため、行政が責任をもって公民館・図書館・博物館等の教育機関を運営すること、専門的職員制度について具体的な効果のある形で十分整備することを答申の中ではっきり位置づけることを求めます。



# ひろば

<1月例会報告>

23日(水) 16:00~作業  
18:00~20:30 例会  
於・中央図書館中集会室

出席/伊藤 川野 島尻 手嶋  
前島 増山 丸岡 山口洋

●協議会で、委員の松尾さんがフィンランドの図書館見学の話を読まれたというのを聞き、巻頭言をお願いした。

●市民が作る「町田の図書館政策」についての学習会。静岡の市民が作った図書館政策を、みんなで読みあう。図書館とは何かがよくまとめられていて、理想とする図書館像が描かれている。

わたしたちはよく図書館を利用しているかどうか、図書館員と忌憚なくものがいえる関係であるかどうか、職員の中に図書館が委託化されたら本当に嫌だと思っている人が何人くらいいるか、生活に支障をきたさない(変われる職場がある)ということで、安住している人もいるのでは、などなど、今後の政策作りをする上での、市民と職員のあるべき関係について、ワイワイガヤガヤ・・・。

- 図書館と学校図書館との物流が始まる。
- すすめる会で図書館利用者懇談会を開いたらという話が前々から出ているがぜひやりたい。
- 例会=3月26日 水曜日18時～

2月例会報告 / 町田の学校図書館を考える会  
2日(土)11:00～

まちだ中央公民館フリースペースにて

出席:市川・清水・谷釜・伴・水越

議題:今後の活動について

① 町田市小中学校図書指導員アンケートの集計結

## 第10回 文学館(主催)で楽しむ

おとなのためのおはなし会

3月27日(木)10:30～11:30

町田市民文学館 2F大会議室

### プログラム

町田ゆかりの作家・石川桂郎の作品から

「プクサの魂」(アイヌの昔話)

「かしこいグレーテル」(グリム童話)

「花びらづくし」(安房直子作)

無料・直接会場へどうぞ!

2007年度児童書新刊本から

## どの本読もうかな?!

講師: 広瀬恒子さん

(親子読書地域文庫全国連絡会代表)

日時: 3月18日(火)10:30～12:30

場所: 町田市立中央図書館6Fホール

年間3,000タイトルもの子どもの本の出版状況、子どもたちに手渡したい旬の本が見つかります  
直接会場へどうぞ! <資料費 500円>

主催: 町田の図書館活動をすすめる会

問合せ: 島尻 ☎042-792-0876

果の活用/アンケート結果を踏まえて、学校図書館改善の請願を出す。あるいは、教育委員会との懇談会を持つ。

② 総会: 5月に開催予定/講演会などの魅力的な内容を同時開催できるよう進めていく。

次回定例会: 3月5日(水)14:00～

まちだ中央公民館フリースペースにて

(連絡先: 042-797-9579 伴)

## お知らせ

◎講演会: (仮題)「図書館の基本を求めて」講師: 田井郁久雄さん(広島女学院大学准教授)/3月14日(金)午後～夜(交流会予定)/新刊著書『図書館の基本を求めて―「風」「三角点」2001～2003―』(大学教育出版)、参加希望者には時間等決まり次第お知らせします。主催: 町田の図書館活動をすすめる会/連絡: ☎&Fax 042-722-1243 (増山)

## あとがき

毎月A4判両面の「風」を自ら発行され、岡山から図書館情報を発信しておられる田井郁久雄さんが、3月12日から15日、所用で上京されるという情報を得た。会では、時々守谷さんより「風」「三角点」を読ませていただいております。田井さんのお話を聞く機会を持ちたいものと願っていたこともあり、即スケジュールを伺ってもらったところ、14日の午後から夜にかけてなら、ということで急遽町田に来て下さることになった。この会報づくりをしている最中に決まったことである。夕方印刷をして、今夜は例会。そこで詳細を決める。またとない機会、時間に都合をつけてぜひ講演会にお越しください。(M<sup>4</sup>)